

# 令和3年度 町・県民税

# 申告相談

## ◆ その他

- ・医療費の領収書は、5年間保存する必要があります。  
(税務署から提出又は提示を求められる場合があります)
- ・「収支内訳書」「医療費控除の明細書」は町のホームページからダウンロードできますが、必要な方は町民税務課へお問い合わせください。
- ・所得税の確定申告は、パソコン、タブレット、スマートフォンなどを利用して、国税庁ホームページから申告書を作成することができます。感染症のリスクを回避するためにも自宅からの確定申告をご検討ください。

## ◆ 来庁時のお願い

新型コロナウイルス感染防止のため、次の点についてご協力をお願いいたします。

- 玄関では、体温測定(37.5℃以上の場合はご遠慮ください)と手指消毒をし、マスクを着用のうえ待合室でお待ちください。ただし、待合室が混雑した場合は、自家用車でお待ちいただくか、改めてお越しください。
- ※机やイスの消毒を行うため、例年よりお待ちいただく場合があります。
- 体調がすぐれない場合は、体調が回復したあと別日にお越しください。
- 室内を定期的に換気しますので、暖かい格好でお越しください。
- 会場での滞在時間を短縮するため、収支内訳書、帳簿、明細書の作成及び領収書の集計などは、事前に済ませてお越しください。

## 町・県民税 申告相談の日程

- 申告場所 町民税務課(役場1階) ●受付場所 役場町民ホール
- 受付時間 【午前】9:00～11:00 【午後】13:00～16:00

月 日	対象地区等	月 日	対象地区等
2月16日(火)	長老・大原	3月 3日(水)	瀬見原3班、4班、5班
2月17日(水)	横川	3月 4日(木)	矢立・関上4班、5班
2月18日(木)	滑塚・境沢	3月 5日(金)	関上1班、2班
2月19日(金)	滑津	3月 7日(日)	◆日程の都合がつかない方
2月22日(月)	峠田上組	3月 8日(月)	関上3班、6班、7班
2月24日(水)	峠田下組	3月 9日(火)	関下1班、2班、3班、4班
2月25日(木)	東町・田中	3月10日(水)	関下5班、6班、7班
2月26日(金)	荒町・仲町	3月11日(木)	◆日程の都合がつかない方
3月 1日(月)	◆日程の都合がつかない方	3月12日(金)	◆日程の都合がつかない方
3月 2日(火)	瀬見原1班、2班、6班、7班	3月15日(月)	干蒲・稲子

※3月1日(月)、7日(日)は事前予約制といたします。電話にてご連絡ください。

- お問い合わせ 町民税務課 税務係 ☎37-2193(担当:黒澤)

今年も町民税・県民税の申告をしていただく時期になりました。

この申告は、令和3年度の町民税・県民税を算出する基礎となるほか、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者保険料及び各種証明の資料となる大変重要な手続きです。

**申告がない場合は、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者保険料の軽減や国民年金保険料の減免が受けられません。また、収入がなかった方(給与所得者の扶養になっている方など)も申告をしないと非課税証明等の証明書が発行できない場合がありますので、ご注意ください。**

## ◆ 申告が必要な方

令和3年1月1日現在、七ヶ宿町に住所登録している方。

ただし、税務署に確定申告書を提出する方、又は、給与所得のみで勤務先において年末調整がお済みの方は申告の必要はありません。

※詳しくは、区長配布のチラシ「令和3年度申告フローチャート」をご確認ください。

※先物取引所得、投資信託所得、建物の譲渡所得、青色申告などは町で受付できません。内容によっては税務署にご案内する場合があります。

## ◆ 申告相談に必要なもの

- ①判子(スタンプ印不可)
- ②預貯金通帳又はキャッシュカードなど
- ③税務署から届いた「確定申告のお知らせ(ハガキ)」(送付された方のみ)
- ④マイナンバーが確認できるもの(マイナンバーカード又はマイナンバー通知カード)
- ⑤本人確認ができるもの  
(運転免許証など顔写真付きのもの1点又は顔写真のない公的医療保険証など2点)
- ⑥令和2年分源泉徴収票(給与、年金、配当)
- ⑦農業、営業、不動産所得…「収支内訳書」又は収支を項目ごとに整理した帳簿・資料として収入額の分かるもの、必要経費の領収書など  
※個人で事業を行っている全ての方は、帳簿の作成と法律に定める期間の保存が義務づけられています。
- ⑧土地の譲渡、山林、一時所得…その収入や必要経費の分かるもの
- ⑨社会保険料控除…国民年金などの領収書、控除証明書
- ⑩生命保険料、地震保険料控除…各種保険の控除証明書
- ⑪医療費控除…「医療費控除の明細書」又は医療費の領収書、保険で補てんされた金額が分かるもの(あらかじめ個人ごと1年間分の合計を計算してください)  
医療費通知書のハガキなど  
(通知書に記載されていない期間の医療費については領収書が必要です)

※セルフメディケーション税制を適用する場合、通常の医療費控除は適用できません。